

議第1号

後藤田正純知事に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年10月8日

提	出	者	井	川	龍	二	北	島	一	人
			立	川	了	大	寺	井	正	邨
			井	下	泰	憲	長	池	文	武
			庄	野	昌	彦	竹	内	義	了
			岡		佑	樹	坂	口	誠	治
			達	田	良	子				

徳島県議会議長 元木章生 殿

後藤田正純知事に対する問責決議

知事は、県民に選ばれた代表として、その職責の重さを深く自覚し、高い見識を持って県民の模範となるとともに、県政の発展に努めなければならない立場である。

また、知事の言動は常に社会的責任と社会的影響の大きさを伴うものである。

それにもかかわらず、後藤田正純知事は、去る9月21日、新ホール整備に関する自身のSNSにおいて、「新ホール問題ついに終止符」や「『誰がまた足を引っ張ろうとしているのか』県民の皆さんがしっかり見極めて頂きたい」といった投稿を行っている。

その後、知事からは反省し、今後このような投稿は慎むとのコメントがあったところであるが、9月26日、再度、関連する記事の投稿が行われたものである。

個人のSNSとは言え、新ホール整備について議会で審議中にも関わらず、このような独善的とも言える投稿を繰り返すことは、議会軽視であり、言語道断の言動である。

また、「新ホール」や「県都のまちづくり」をはじめ、「マチ★アソビ」の見直しや、「四国の右下」の名称変更など、結論ありきで情報発信を行い、関係者の意見を丁寧に聞かず強引に進めることから、多くの反発を招き、意見の分断を生んでいる。

さらに、5日後に「新ホール整備」関連予算が提出される10月3日には、本事業に関係性の深い民間企業へ訪問されたことは、多くの県民にあらぬ疑念を抱かせる、誠に軽率な行動であり、これまでの言動は、ますます県政の混乱を招きかねない。

さきほど、この度の件について、知事より謝罪がございましたが、昨年5月の臨時議会においても同様に、これまでのSNS発信について謝罪をされた。

この約1年半の間に2回も謝罪をしなければならないこと自体、大きな問題、異常事態であり、このような知事の言動は、県議会のみならず県民の信頼をも損ないかねず、看過できるものではない。

ここに県政の最高責任者である知事に対し猛省と、今後の責任ある行動、加えて県政運営において、県民をはじめ関係者への更なる丁寧な説明を行っていくことを求めるとともに、問責する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会

議第 2 号

「議案第 30 号・令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 4 号）」に
対する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 10 月 8 日

提 出 者	井 川 龍 二	北 島 一 人
	立 川 了 大	寺 井 正 邨
	井 下 泰 憲	仁 木 啓 人
	長 池 文 武	庄 野 昌 彦
	竹 内 義 了	岡 佑 樹
	坂 口 誠 治	

徳島県議会議長

元 木 章 生 殿

「議案第30号・令和6年度徳島県一般会計補正予算（第4号）」に
対する決議

旧文化センター跡地でのホール整備計画が持ち上がって以降、県と徳島市がお互いに協調し、明確な役割分担のもと、新ホール建設に向けて不断の努力をしてきたことは、議会はもとより、多くの県民の知るところである。

県と徳島市が協調し、協議を重ね、一日も早い、素晴らしい新ホールの開館に繋げていきたいという想いは、執行部、多様な意見のある県議会、市議会、そして何より県民も同じである。

しかし、現状は、県市の合意もお互いに主張が食い違うまま、半ば強引に新ホール建設を推し進めようとしている。

このようなやり方では、多くの反発は必至であり、計画自体が再び頓挫してしまうことは、目に見えて明らかである。

県市が協調し、新ホール建設に向けて、より強い協力体制を作り上げていくことは、多くの県民の望むところであり、その実現のためには、県市基本協定の改定、または新たな協定の締結が行われるまでは、ことを性急に進めようとせず、予算執行を停止しておくことは必要不可欠である。

よって、ここに、執行部に対して、県市基本協定の改定、または、新協定の締結が完了するまでは、予算執行を停止しておくことを、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会